

平成25年10月31日

松山河川国道事務所

国道11号（川之江橋）で通行形態が変わります！！

～橋梁の老朽化対策工事に伴う交通切り替えを行います～

川之江橋の架け替え工事に伴い、平成25年11月6日（水）より通行形態に変更が生じます。ご注意ください。

川之江橋は昭和29年に架設されてから59年経過しており、老朽化による損傷が激しく補修が困難なことから、架け替え工事を実施しています。

この度、仮橋の設置が完了しましたので、交通切り替えを行います。

■通行形態の変更場所

国道11号（愛媛県四国中央市川之江町）（詳細は別紙参照）

■通行形態の変更日時

平成25年11月6日（水）7：00～（※悪天候の場合、延期の可能性有）

通行形態の変更にあたって注意をお願いします

- ・通行形態変更後、現在通行中の橋の撤去工事に入ります。通行時は路面標示等の案内にしたがって、安全運転にご協力をお願いします。

川之江橋については、平成27年中の新橋完成に向けて工事を進めております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

◎副所長（道路）： おきうえ 沖上 しげと 茂人 （内線：205）

道路管理第二課長： たかい 高井 けんいち 健一 （内線：441）

代表 089-972-0034

西条国道維持出張所長： いで 井手 ぎいち 義一 （内線：6321）

代表 0897-56-1264

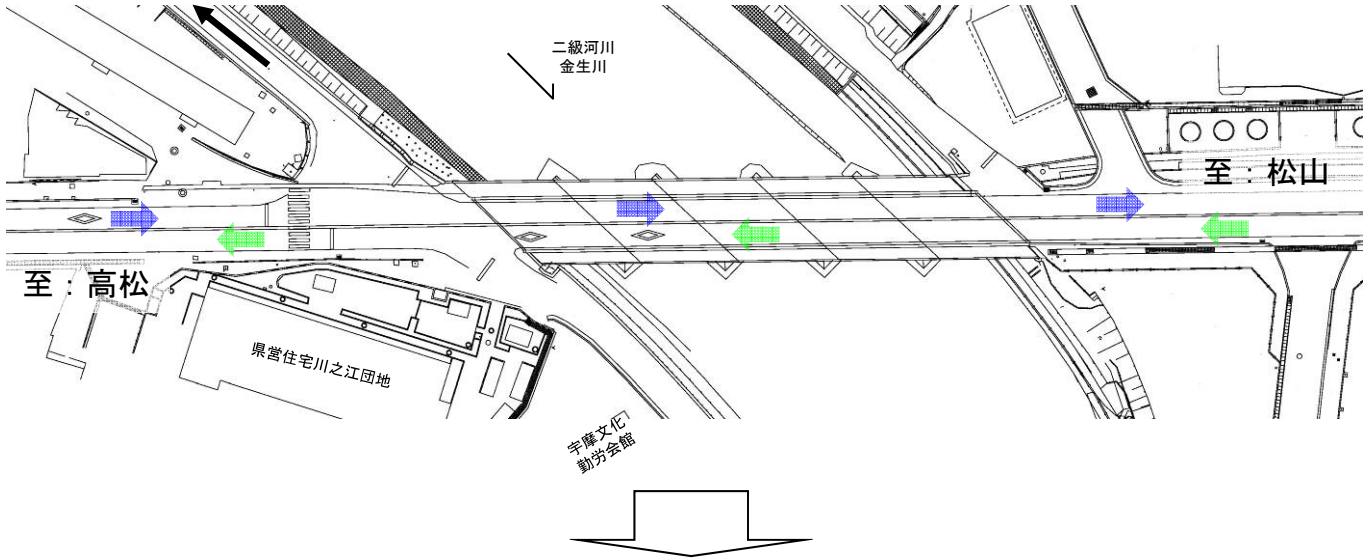
◎：主な問い合わせ先

<通行形態変更のイメージ>

別紙

①現在の通行形態

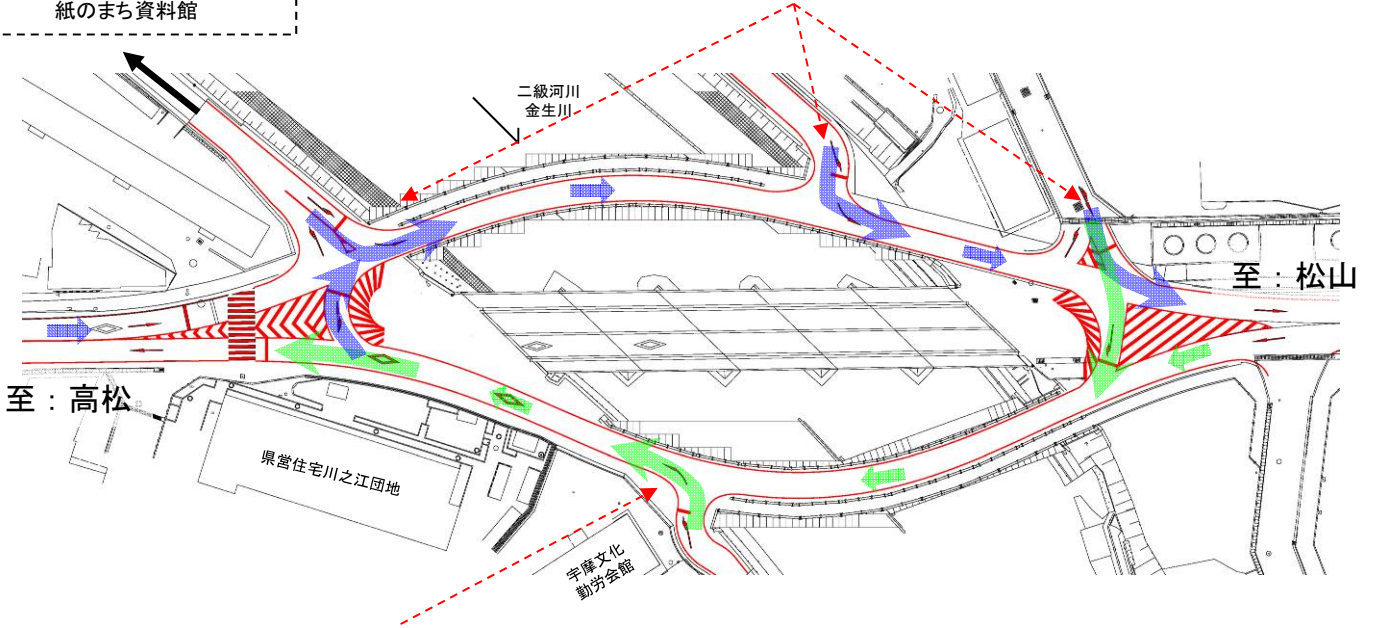
四国中央市市民会館川之江会館
紙のまち資料館



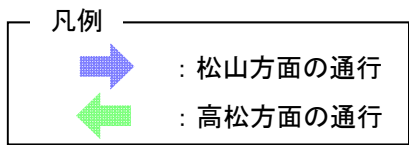
②切り替え後の通行形態（11月6日（水）7：00以降）

四国中央市市民会館川之江会館
紙のまち資料館

注①：直接高松方向へは行けません



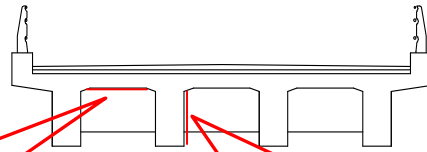
注②：直接松山方向へは行けません



<位置図>



<川の江橋の損傷状況>



床版の鉄筋露出【H20】



主桁に発生したひび割れ【H20】

なお、現在は応急処理を実施しており、橋梁の安全性は保たれています。

<川の江橋の現況写真>

